

指名停止等一覧表

(期間 平成26年10月1日～平成26年12月31日)

| 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 | | | 該当事項 | 指名停止の理由(概要) |
|-----------|--------------------|-------------|-------------|-----|---|---|
| | | 自 | 至 | 期間 | | |
| 佐藤林業 株式会社 | 北海道北見市とん田東町635番地 | 平成26年9月25日 | 平成26年10月24日 | 1ヶ月 | 「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領」(別表第1、第2関係)第12号(不正又は不誠実な行為) | 北海道森林管理局網走南部森林管理署と売買契約した立木販売箇所(1065林班ろ林小班外6カ所)と隣接する区域(1065林班つ林小班)を、十分な現地確認等を怠ったことから伐採区域と誤認し、立木46本を伐採したため。 |
| 有限会社 高原重機 | 白糠郡白糠町西1条北1丁目1番地27 | 平成26年11月10日 | 平成26年12月9日 | 1ヶ月 | 「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領」(別表第1、第2関係)第12号(不正又は不誠実な行為) | 北海道森林管理局根釧東部森林管理署と契約した製品生産事業(保全整備事業(保育間伐))において、事前に伐採区域の十分な現地確認等を怠ったことから隣接する452林班が小班を本来の事業地である452林班ほ小班と誤認し、立木117本を伐採したため。 |
| 大雪林業 株式会社 | 旭川市神楽3条5丁目3番2号 | 平成26年11月26日 | 平成26年12月25日 | 1ヶ月 | 「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領」(別表第1、第2関係)第12号(不正又は不誠実な行為) | 北海道森林管理局上川中部森林管理署と契約した製品生産事業(保全整備事業(誘導伐・植付等))において、事前に伐採区域の十分な現地確認等を怠ったことから隣接する1009林班つ小班を本来の事業地である1009林班と、れ小班と誤認し、立木144本を伐採したため。 |

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。